

# 学校法人 青池学園

## 若狭医療福祉専門学校学則

### (目的)

第1条 本校は、教育基本法、学校教育法に基づき医療福祉に関する知識と技術の習得を目的とする学科を設置し、高等教育の基礎の上にさらに高度な医療福祉専門教育を施し、併せて豊かな人間形成をめざし現代社会に貢献し奉仕する熱意ある人材を育成することを目的とする。

### (名称)

第2条 本校は、学校法人 青池学園 若狭医療福祉専門学校 という。

### (位置)

第3条 本校は福井県三方郡美浜町大藪7号永長24番2に置く。

### (課程、学科、修業年限、在学年限、定員、学級数)

第4条 本校の課程、学科、修業年限、定員、学級数は次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名 ( 専 攻 )	昼 夜 別	対 象 別	修 業 限	定 員	総 定 員	学 級 数
医 療 専 門 課 程	理 学 療 法 科	昼	男・女	3 年	40名	120名	1
福 祉 専 門 課 程	介 護 福 祉 科	昼	男・女	2 年	40名	80名	1
商 業 実 務 専 門 課 程	医 療 秘 書 科	昼	男・女	2 年	20名	40名	1

2) 在学年限は、理学療法科は6年、介護福祉科、医療秘書科は4年をこえてはならない。

### (学年、学期)

第5条 本校の学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、後学期に入学した者の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

2) 年間の授業を行う期間は試験等の日時を含め年間38週を原則とし、学期は下表のとおりとする。

学 科 名	前 期	後 期
理 学 療 法 科	4 月 1 日 ～ 9 月 3 0 日 まで	1 0 月 1 日 ～ 3 月 3 1 日 まで
介 護 福 祉 科	4 月 1 日 ～ 9 月 3 0 日 まで	1 0 月 1 日 ～ 3 月 3 1 日 まで
医 療 秘 書 科	4 月 1 日 ～ 9 月 3 0 日 まで	1 0 月 1 日 ～ 3 月 3 1 日 まで

### (休業日)

第6条 本校の休業日は次のとおりとする。

- 1 日曜日
- 2 国民の祝日に関する法律の定める日
- 3 創立記念日 9月14日
- 4 夏期休業日 8月10日 ～ 8月31日まで
- 5 冬期休業日 12月21日 ～ 1月10日まで
- 6 春期休業日 3月21日 ～ 4月10日まで

2) 校長は必要があると認められる場合には、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業を定めることができる。

### (教育課程、履修単位及び授業時数)

第7条 本校の教育課程及び授業時数は、理学療法科においては別表(1)-1、介護福祉科においては別表(1)-2-1、(1)-2-2、医療秘書科においては別表(1)-3とする。

(始業、終業時間)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は8時40分から17時20分までとする。

(組織)

第9条 本校に次の職員を置く。

- 1 校長 1名
  - 2 教員 11名以上
  - 3 講師 20名以上
  - 4 事務職員 2名以上
  - 5 学校医 1名
- 2) 校長は校務を司り、所属職員を監督する。

(入学時期)

第10条 本校の入学時期は、原則として毎年4月とし、特に必要があると認めるときは、10月とすることができる。

(入学資格)

第11条 本校の入学資格は以下の各号に規定する者とする。

- 1 高等学校を卒業した者
- 2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 3 専修学校の高等課程で大学入学資格を付与される課程を修了した者
- 4 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 5 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を履修した者
- 6 文部科学大臣の指定した者
- 7 高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- 8 その他本校において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳以上の者

(入学選考、入学手続)

- 第12条 本校に入学を希望する者は、入学検定料を添えて、本校の定める書類を提出しなければならない。
- 2) 前項において提出すべき書類、提出の時期等は別に定める。
  - 3) 校長は、第1項の者について、別に定めるところにより選考を行い、合格者を決定する。
  - 4) 前項の合格者は、指定の期日までに、所定の入学金、授業料等を添えて別に定める書類を提出しなければならない。
  - 5) 校長は、指定の期日までに前項に定める手続を完了しない者に対して、合格を取り消すことができる。

(休学、復学)

- 第13条 学生が、疾病その他やむを得ない事由によって引続き30日欠席して、なお継続して復学ができない場合には、校長に願い出て許可を得て休学することができる。
- 2) 休学期間は1年以内とする。ただし特別な事情のある場合は、校長の許可を得て更新することができる。
  - 3) 休学期間は通算して2年をこえてはならない。
  - 4) 休学期間は、第4条第2項に規定する在学期間に算入しない。
  - 5) 休学の事由が消滅して復学しようとする者は、事由を記載した書類を添えて校長に願い出て許可を得なければならない。なお、疾病を理由とする休学の場合は、健康診断書を添付することとする。

(転入学、編入学)

第14条 本校への転入学及び編入学を希望する者がある場合は、欠員のある場合に限り、学習の進展が同程度であり、かつやむを得ない事情があると認められた場合には、校長は選考の上許可することができる。

- 2) 前項の規定により入学を許可された者のすでに履修した授業科目及び修得した単位については第19条に準じて取り扱い、修業すべき年数については、校長が別に定める。
- 3) 第12条の規定は、転入学及び編入学について準用する。

#### (退学)

第15条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を添えて、校長に願い出て許可を得なければならない。

#### (除籍)

第16条 次の各号の一に該当する者は、これを除籍することができる。

- 1 死亡の届出のあった者
- 2 第4条第2項に規定する在学期間をこえた者
- 3 第13条第3項に規定する休学期間をこえた者
- 4 休学期間を終わっても所定の手続きをしない者
- 5 授業料等学費の納入を3ヶ月以上怠り、催促しても納入しない者

#### (授業時数の単位数への換算)

第17条 本校の授業科目の授業時数を単位に換算する場合においては、介護福祉科、医療秘書科は30時間をもって1単位とする。理学療法科は講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で、教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して1単位とする。

#### (成績評価、単位の認定)

第18条 各授業科目の履修を終え、授業時数の3分の2（介護福祉科「介護実習」、理学療法科「臨床実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ-①、Ⅲ-②、地域理学療法実習」については5分の4）以上の出席者に対し、試験を行い又は実習の成果を評価し、単位を認定する。

- 2) 前項の試験及び実習の成果は秀、優、良、可、不可の5段階で評価し、可以上の者に当該科目の単位を認定する。
- 3) 第1項の試験を疾病その他やむを得ない理由により欠席した者に対しては、追試験を行うことができる。
- 4) 第1項の試験の成績不良の者に対して、再試験を行うことができる。
- 5) その他単位認定に関することは、別に定める。

#### (他の専修学校等における授業科目の履修、インターンシップにおける授業科目の履修)

第19条 本人からの申請に基づき、他の専修学校、大学等において履修した授業科目を、個々の既修の学習内容を評価した上で、認定を受けようとする授業科目における教育内容に該当するものと認められる場合には、各課程の修了に必要な総授業時間数の2分の1を超えない範囲で、当該課程における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。なお理学療法科、介護福祉科においては、指定規則に準じる。

- 2) 校長は医療秘書科に限り、総授業時間の5分の1を超えない範囲で病院、福祉施設等でのインターンシップの時間を他の授業科目時間に置き換え、履修したとみなすことができる。

#### (進級認定、卒業認定、証書の授与)

第20条 校長は各年次の単位を修得した者に対し、進級判定会議の審議を経て、進級を認定する。

- 2) 所定の修業年限以上在学し、各学科所定の全単位を修得し、卒業試験に合格した者には、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

#### (称号の授与)

第21条 第20条第2項により、理学療法科4年制の卒業を認定されたものは、高度専門士（医療専門課程）、理学療法科3年制の卒業を認定されたものは、専門士（医療専門課程）と称することができる。また、介護福祉科の卒業を認定されたものは、専門士（福祉専門課程）、医療秘書科の卒業を認定され

たものは、専門士（商業実務専門課程）と称することができる。

（表彰）

第22条 学生で他の学生の模範となる者及び成績優秀者を表彰することができる。

（懲戒）

第23条 学生としての本分に劣る行為があったときは、これを懲戒する。

2) 懲戒は、訓戒、謹慎、停学、退学とする。

（懲戒退学の基準）

第24条 前条の退学は、次の各号の一に該当する者に対して命ずることができる。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 3 正当な理由がなくて、引続き30日以上欠席し再三の出席督促にもかかわらず出席しない者
- 4 学校の秩序を乱し、その他、学生としての本分に反した者

（学費）

第25条 学費は指定された期日までに納入しなければならない。

2) 学費とは、入学金、授業料、その他学校諸費をさし、別表（2）のとおりとする。

3) 別表（2）の他、教育に必要な費用を徴収することがある。

（既納入金の返還）

第26条 第25条の納入金は入学日前までに申請があれば、入学金を除き全額返還する。（別科も同じ。）

（定期健康診断）

第27条 本校では、学生及び教職員の健康維持の為、毎年1回時期を決めて健康診断を実施する。

（附帯教育事業）

第28条 附帯教育事業として次のとおり別科を設置する。

学 科 名	課 程	修業期間	開 始 時 期	定 員	総 定 員
介護職員実務者研修科	通信課程	6 ヶ 月	各月1日	各40名	1440名
介護職員実務者研修科	昼間課程	6 ヶ 月	4月、10月	各40名	120名
介護職員初任者研修科	通学課程	3 ヶ 月	随 時	20名	80名

2) 別科の授業料、実習費その他必要な事項は別に定める。

3) 別科の履修方法、入学に関する事項、学習の評価及び課程修了の規定その他必要事項については別に定める。

（雑則）

第29条 この学則の実施に関し必要な細則は校長が定める。

附則

1、この学則は平成13年4月1日より施行する。

附則

1、第24条、第27条の学則変更は平成14年4月1日より施行する。

附則

1、第1条、第4条、第5条、第7条（別表1）、第9条、第22条（別表2）、第28条の学則変更は平成17年4月1日より施行する。

附則

- 1、第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条(別表1)、第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条(別表2)、第26条、第27条、第28条、第29条の学則変更は平成20年4月1日より施行する。

附則

- 1、第7条(別表1)、第14条、第19条、第25条(別表2)の学則変更は平成21年4月1日より施行する。

附則

- 1、第5条、第7条(別表1)、第10条の学則変更は平成21年10月1日より施行する。

附則

- 1、第4条、第5条、第7条(別表1)、第9条、第17条、第19条、第21条、第25条、(別表2)の学則変更は平成23年4月1日より施行する。ただし、平成23年度以前の入学者に対しては、従前の規定を適用する。

附則

- 1、第7条(別表1)、第25条(別表2)の学則変更は平成25年4月1日より施行する。ただし、平成25年度以前の入学者に対しては、従前の規定を適用する。

附則

- 1、第28条の学則変更は平成26年4月1日より施行する。ただし、平成26年度以前の入学者に対しては、従前の規定を適用する。

附則

- 1、第4条、第5条、第7条(別表1)、第9条、第17条、第19条、第21条、第25条、(別表2)の学則変更は平成27年4月1日より施行する。ただし、平成27年度以前の入学者に対しては、従前の規定を適用する。

附則

- 1、第4条、第7条(別表1)、第9条、第21条の学則変更は平成29年4月1日より施行する。ただし、平成29年度以前の入学者に対しては、従前の規定を適用する。

附則

- 1、第4条、第5条、第7条(別表1)、第9条、第17条、第18条、第19条、第21条、第25条(別表2)の学則変更は平成31年4月1日より施行する。ただし、平成31年度以前の入学者に対しては、従前の規定を適用する。

附則

- 1、第4条、第7条(別表1)、第8条、第9条、第21条、第25条(別表2)の学則変更は令和3年4月1日より施行する。ただし、令和3年度以前の入学者に対しては、従前の規定を適用する。

附則

- 1、第8条の学則変更は令和4年4月1日より施行する。

附則

- 1、第4条、第7条、別表(1)-1、第18条、別表(2)の学則変更は令和5年4月1日より施行する。

附則

- 1、第7条、別表(1)-1、第25条、別表(2)の学則変更は令和6年4月1日より施行する。

理学療法科

教育内容		指定規則 単位数	学年		1年				2年				3年					
					前期		後期		前期		後期		前期		後期			
分野	教育事項		科目名	単位数	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位		
基礎分野	科学的思考の基盤 社会の理解 人間と生活	14	心理学	1	15	1												
			倫理学	1	15	1												
			物理学	2											30	2		
			健康管理学	2	30	2												
			障害福祉論	2			30	2										
			統計学	2											30	2		
			人間関係とコミュニケーション	2	30	2												
			コミュニケーション論	2	30	2												
			小計	14	120	8	30	2	0	0	0	0	0	0	60	4		
専門基礎分野	人体の構造と機能及び 心身の発達	12	解剖生理学Ⅰ	4	60	2	60	2										
			解剖生理学Ⅱ	4	60	2	60	2										
			解剖生理学Ⅲ	4	60	2	60	2										
			運動学	4			120	4										
			人間発達学	1			30	1										
			小計	17	180	6	330	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	疾病と障害の成り立ち及び 回復過程の促進	14	病理学概論	2			30	2										
			臨床心理学	2	30	2												
			整形外科Ⅰ	1			30	1										
			整形外科Ⅱ	1					30	1								
			内科学Ⅰ	1			30	1										
			内科学Ⅱ	1					30	1								
			神経内科学	2					60	2								
			精神医学	1											30	1		
			小児科学	1						30	1							
			一般医学	1										30	1			
			薬理学	1						15	1							
			画像診断学	1						30	1							
	臨床栄養学	1			15	1												
	小計	16	30	2	105	5	195	7	0	0	30	1	30	1				
	保健医療福祉とリハビリ テーションの理念	4	リハビリテーション概論	1	30	1												
			公衆衛生学	1	30	1												
			社会保障論	1											15	1		
多職種連携			1					30	1									
小計			4	60	2	0	0	30	1	0	0	0	0	15	1			
44	基礎・専門基礎分野学年別計			390	18	465	18	225	8	0	0	30	1	105	6			
	基礎・専門基礎分野計			時間			1215			単位			51					

教育内容	指定規則 単位数	学年		1年				2年				3年				
				前期		後期		前期		後期		前期		後期		
分野	教育事項	科目名	単位数	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	
専門分野	基礎理学療法	理学療法概論Ⅰ	2	30	2											
		理学療法概論Ⅱ	2					30	2							
		臨床運動学	2					60	2							
		小計	6	30	2	0	0	90	4	0	0	0	0	0	0	0
	理学療法管理	理学療法管理学	2												30	2
		小計	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	2
	理学療法評価	評価測定法Ⅰ	1	30	1											
		評価測定法Ⅱ	2			60	2									
		評価測定法Ⅲ	2					60	2							
		評価測定法演習Ⅰ	1							15	1					
		評価測定法演習Ⅱ	1									15	1			
		小計	7	30	1	60	2	60	2	15	1	15	1	0	0	0
	理学療法治療	運動療法	2					60	2							
		物理療法	1							30	1					
		装具学	2							30	2					
		義肢学	2					30	2							
		日常生活活動	2			60	2									
		理学療法治療Ⅰ	2							60	2					
		理学療法治療Ⅱ	2							60	2					
		理学療法治療Ⅲ	1							30	1					
理学療法治療Ⅳ		2							60	2						
理学療法治療Ⅴ		1							30	1						
理学療法治療Ⅵ		1							30	1						
福祉住環境論		1	30	1												
医療的ケア		1												30	1	
小計	20	30	1	60	2	90	4	330	12	0	0	30	1			
地域理学療法	地域理学療法論Ⅰ	2			30	2										
	地域理学療法論Ⅱ	1							30	1						
	小計	3	0	0	30	2	0	0	30	1	0	0	0	0		
臨床実習	臨床実習Ⅰ	1	40	1												
	臨床実習Ⅱ	4							180	4						
	臨床実習Ⅲ-①(総合臨床実習)	8									360	8				
	臨床実習Ⅲ-②(総合臨床実習)	8									360	8				
	地域理学療法実習	1											40	1		
	小計	22	40	1	0	0	0	0	180	4	720	16	40	1		
57	理学専門分野学年別計			130	5	150	6	240	10	555	18	735	17	100	4	
	理学専門分野計			時間			1910			単位			60			
指定規則合計	101	合計			時間			3125			単位			111		





## 介護福祉科

領域	教育内容 (時間数)	開講科目名称	時間数	1年		2年	
				前期	後期	前期	後期
人間と社会	人間の尊厳と自立 (30)	人間の尊厳と自立	30	30			
		計	30				
	人間関係と コミュニケーション (60)	人間関係とコミュニケーション	30			30	
		コミュニケーション基礎	30	30			
		計	60				
	社会の理解 (60)	社会の理解Ⅰ	15	15			
		社会の理解Ⅱ	15		15		
		社会の理解Ⅲ	30		30		
		計	60				
	人間と社会 に関する選択科目 (210)	在宅介護	15	15			
		地域フィールドワークⅠ	15	15			
		地域フィールドワークⅡ	45		45		
		協働・組織活動	15			15	
医学総論		30	30				
キャリア形成		15	15				
国家試験対策講座Ⅰ		30			30		
国家試験対策講座Ⅱ		45				45	
計	210						
人間と社会 合計			360	150	90	75	45
介護	介護の基本 (180)	介護の基本A	60	60			
		介護の基本B	60		60		
		介護の基本C	30			30	
		介護の基本D	30				30
		計	180				
	コミュニケーション技 術 (60)	コミュニケーション技術A	45	45			
		コミュニケーション技術B	15			15	
		計	60				
	生活支援技術 (300)	生活支援技術Ⅰ-1	30		30		
		生活支援技術Ⅰ-2	30		30		
		生活支援技術Ⅰ-3	30		30		
		生活支援技術Ⅰ-4	30		30		
		生活支援技術Ⅰ-5	15	15			
		生活支援技術Ⅰ-6	15		15		
		生活支援技術Ⅰ-7	15				15
		生活支援技術Ⅱ-1	30	30			
		生活支援技術Ⅱ-2	30		30		
		生活支援技術Ⅱ-3	30		30		
		生活支援技術Ⅱ-4	30			30	
		生活支援技術Ⅱ-5	15				15
		計	300				
	介護過程 (150)	介護過程1	30	30			
		介護過程2	30		30		
		介護過程3	15			15	
		介護過程4	30				30
		事例研究	45				45
		計	150				
介護総合演習 (120)	介護総合演習1	30	30				
	介護総合演習2	30		30			
	介護総合演習3	30			30		
	介護総合演習4	30				30	
	計	120					
介護実習 (456)	介護実習Ⅰ-1	72	72				
	介護実習Ⅰ-2	72		72			
	介護実習Ⅰ-3	112			112		
	介護実習Ⅱ	200				200	
	(介護実習Ⅰの計)	256					
	(介護実習Ⅱの計)	200					
	計	456					
介護 合計			1266	282	387	232	365

こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ (120)	こころとからだのしくみⅠ	15	15			
		こころとからだのしくみⅡ	45	45			
		こころとからだのしくみⅢ	30			30	
		こころとからだのしくみⅣ	30			30	
		計	120				
	発達と老化の理解 (60)	発達と老化の理解Ⅰ	15		15		
		発達と老化の理解Ⅱ	30		30		
		発達と老化の理解Ⅲ	15				15
		計	60				
	認知症の理解 (60)	認知症の理解Ⅰ	30		30		
		認知症の理解Ⅱ	30			30	
		計	60				
	障害の理解 (60)	障害の理解Ⅰ	30		30		
		障害の理解Ⅱ	30			30	
		計	60				
	こころとからだのしくみ 合計			300	60	105	120
医療的ケア	医療的ケア (90)	医療的ケアⅠ	15		15		
		医療的ケアⅡ	45			45	
		医療的ケアⅢ	30			30	
	医療的ケア 合計			90		15	75
合 計			2,016	492	597	502	425

## 介護福祉科(10月入学生)

区分		授業科目名	1年		2年		年間時間
			前期	後期	前期	後期	
人間と社会	人間の理解	人間の尊厳と自立	30				30
		人間関係とコミュニケーション			30		30
		コミュニケーション基礎	30				30
	社会の理解	社会の理解 I	30				30
		社会の理解 II		30			30
	必修科目	地域フィールドワーク	15	45			60
		在宅介護	15				15
		協働・組織活動			15		15
	介護	介護の基本	介護の基本 A	60			
介護の基本 B				60			60
介護の基本 C					30		30
介護の基本 D						30	30
コミュニケーション技術		コミュニケーション技術 A	45				45
		コミュニケーション技術 B			15		15
生活支援技術		生活支援技術 A		30		15	45
		生活支援技術 B		60			60
		生活支援技術 C		30			30
		生活支援技術 D			60		60
		生活支援技術 E	30	15			45
		生活支援技術 F			30	30	60
介護過程		介護過程 1	30				30
		介護過程 2		15	15		30
		介護過程 3			30		30
		介護過程 4				15	15
		事例研究				45	45
介護総合演習		介護総合演習 1	30				30
		介護総合演習 2		30			30
		介護総合演習 3			30		30
		介護総合演習 4				30	30
介護実習 I		介護実習 I - ①②③	75	75	105		255
介護実習 II		介護実習 II - 1				195	195
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	発達と老化の理解	30	30			60
	認知症の理解	認知症の理解		30	30		60
	障害の理解	障害の理解		60			60
	こころとからだの理解	こころとからだのしくみ I	15	15			30
		こころとからだのしくみ II			45		45
		こころとからだのしくみ III				45	45
医療的ケア	医療的ケア	医療的ケア I		30			30
		医療的ケア II			30		30
		医療的ケア III		15		15	30
合計			435	570	465	420	1890

## 医療秘書科

※選択科目

科 目	1 年		2 年		年 間 時 間
	前 期	後 期	前 期	後 期	
基 礎 医 学	30	30			60
臨 床 医 学	30	30	30		90
検 査 ・ 薬 理 学			30		30
医 療 事 務（医 科）	90	90	60	30	270
調 剤 事 務			30	30	60
社 会 福 祉 論		30			30
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	30				30
医 療 関 連 法 規	30				30
診 療 情 報 管 理				30	30
医 療 相 談				30	30
医 療 秘 書	30	60			90
秘 書 概 論 ・ 実 務	30	30	30	30	120
医 事 コ ン ピ ュ ー タ ・ 電 子 カ ル テ	30	60	90	60	240
病 院 実 習			90		90
※ 福 祉 会 計	2科目より1科目選択			30	30
※ 介 護 事 務					
パ ソ コ ン 実 習	30	60	60	30	180
ド ク タ ー ズ ク ラ ー ク		30		30	60
ビ ジ ネ ス マ ナ ー	30	30		30	90
ア ロ マ セ ラ ピ ー	30				30
ペ ン 字	30				30
キ ャ リ ア デ ザ イン	15			15	30
就 職 指 導		15	15		30
卒 業 研 究				60	60
計	435	465	435	405	1740

単位(円)

学 科	入 学 検 定 料	入 学 金	授 業 料	実 習 費	教育・設備 充 実 費	合 計	
理 学 療 法 科 (1年次)	前 期	25,000	250,000	450,000	150,000	150,000	750,000
	後 期			450,000	150,000	150,000	750,000
理 学 療 法 科 (2年次～3年次)	前 期	—	—	450,000	250,000	150,000	850,000
	後 期			450,000	250,000	150,000	850,000
介 護 福 祉 科	前 期	20,000	100,000	300,000	80,000	100,000	480,000
	後 期			300,000	80,000	100,000	480,000
医 療 秘 書 科	前 期	20,000	100,000	300,000	50,000	90,000	440,000
	後 期			300,000	50,000	90,000	440,000

- 1) 学費の変更は以後の入学生に適用することとし、在学者についてはなお従前の例による。
- 2) 学費は入学時一括払いを原則とする。ただし申請により学期ごとの分割納入も可能である。
- 3) 卒業年度には卒業諸費として必要な額を徴収する。